

## 第5次熱海市総合計画後期基本計画の策定方針

### 1. 取り組みの概要

第5次熱海市総合計画は、本市のまちづくりの最上位の計画として、目指すべき将来像を明らかにする基本構想と、その実現のための方策を示す基本計画を併せ令和3年9月に策定されている。

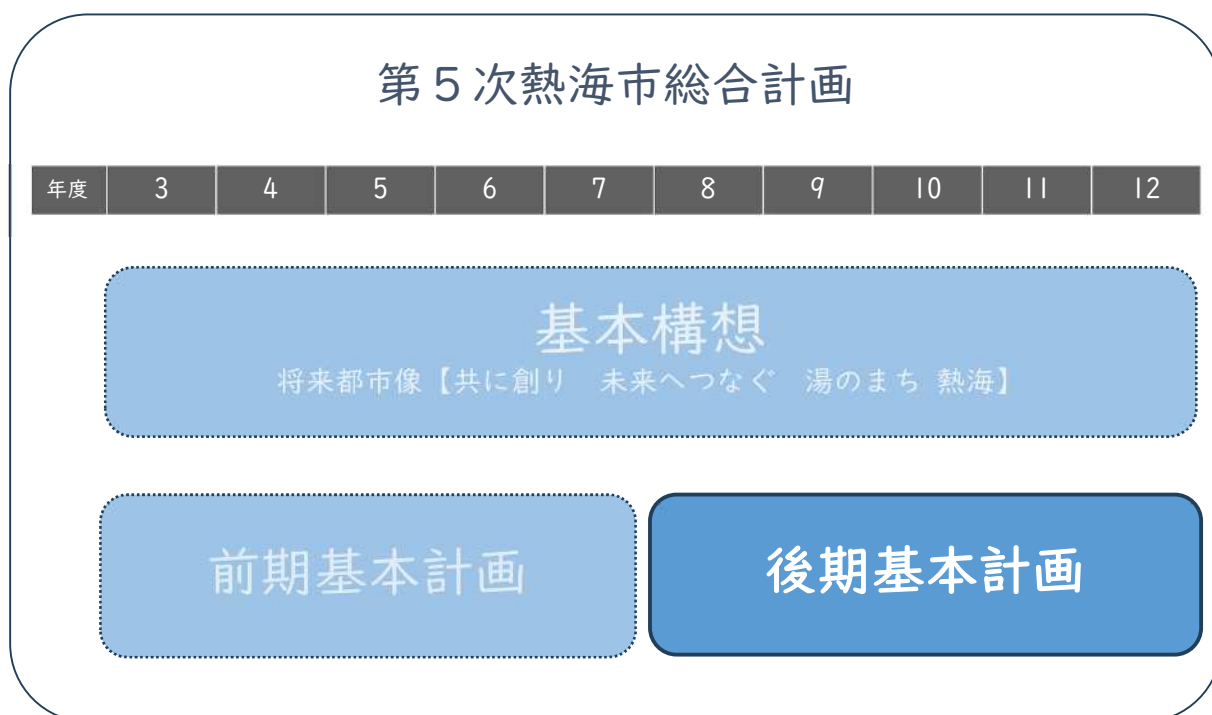
基本構想の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間である。

基本構想に示した将来像を実現するために必要な施策を、体系的に示した基本計画は、基本構想計画期間の前半である令和3年度から令和7年度まで5年間で【前期基本計画】とし、基本構想と併せて策定している。

今般の取り組みは、計画期間の後半である令和8年度から令和12年度までの施策を後期基本計画として計画するものである。

また、これに先立ち前期基本計画の総括的な評価を実施するものである。

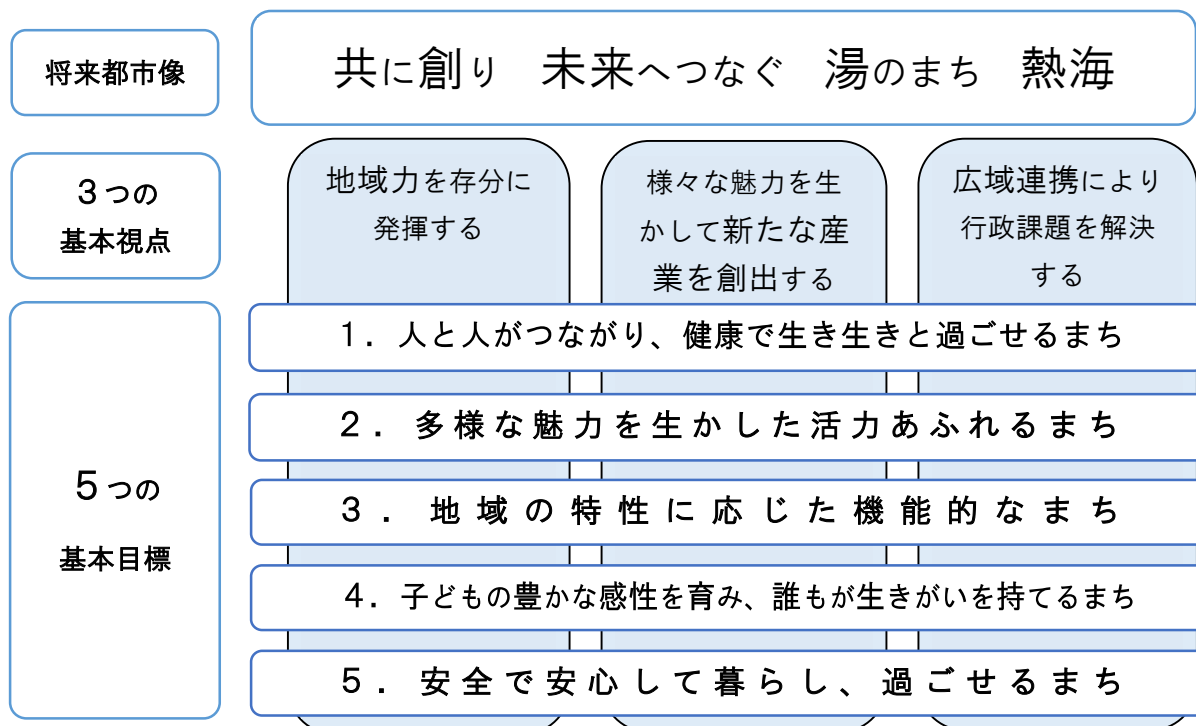
◇後期基本計画の位置づけ



## 2. 策定の方針

基本構想の将来都市像【共に創り 未来へつなぐ 湯のまち 熱海】を実現するための3つの基本視点と、5つの基本目標を軸に後期計画期間の基本施策を策定する。

◇第5次熱海市総合計画 基本構想の構成



前期基本計画の施策をベースとし、前期基本計画の実施状況および前期基本計画策定以降の社会情勢や市の情勢などの状況変化を踏まえ、必要な修正を行うこととする。

併せて、「第2期熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の改訂を行う。

◇前期基本計画策定後の社会経済情勢の変化の例

社会情勢の変化	能登半島地震、コロナ禍（リモート）、人手不足、脱炭素、SDGs（継続）、LGBTQ、インフレ、円安
法令改正、国の施策	デジタル田園都市国家構想（DX）・デジタル原則、アナログ規制、こども基本法
市の情勢の変化	伊豆山土石流災害、少子高齢化の更なる進展、DMO設立、宿泊税創設、ごみ処理施設、地域公共交通
政策手法	ロジックモデル（施策の論理構造）、EBPM、ウェルビーイング指標

◇施策の指標と目標値の設定について

第4次総合計画後期基本計画から各施策の成果指標を設定している。後期基本計画においても成果指標を設定することとする。指標と目標値を設定するにあたり、施策の目的達成までの論理構造（ロジックモデル※）を意識し整理する。

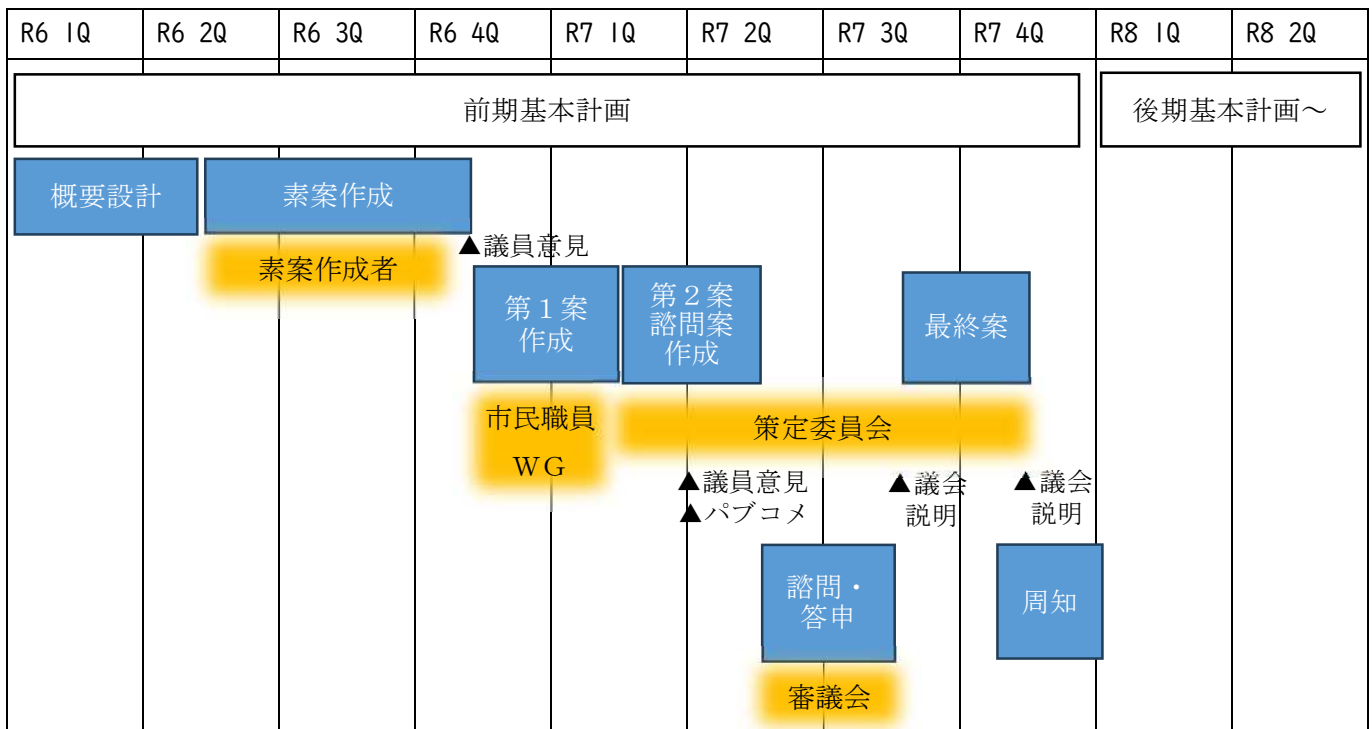
また、近年注目されている住民の満足度に着目した目標設定（ウェルビーイング指標※）についても検討する。

※ロジックモデル・・・施策の論理的な構造のこと。ある施策の目的達成までの論理的な因果関係を示したもの。インプット（ヒトモノカネ）⇒活動（事業）⇒アウトプット（事業の提供）⇒アウトカム（変化・効果）

※ウェルビーイング指標・・・経済成長が必ずしも住民の生活満足度と連動していないことから、従来の経済的数値目標ではなく、個人の主観的な幸福度に着目した指標を目標として設定するもの。

### 3. スケジュールと工程

#### (1) スケジュール



#### (2) 工程

##### ①素案作成

施策ごとに素案作成者となる担当職員を割り当てて素案を作成する。庁議等で素案の妥当性について検討する。素案について議員意見を求める。

#### ②計画案第1案（市民意見を反映した案）を作成する

素案を基に、前期計画の成果、進捗状況および市民等から寄せられた意見や要望を踏まえ、計画案第1案を策定する。

アンケートにより市民意見を聴取する。市民、市職員で構成される市民職員WGを設置し、行政分野ごとのグループに分かれ、計画案第1案を作成する。グループごとに正副リーダーを置き、オブザーバーとして素案作成者の参加を求める。市民委員は市内各団体から若年層の推薦を求めることとする。

#### ③計画案第2案（市幹部により精査した案）・諮問案を作成する

計画案を組織的かつ総合的に立案するため熱海市総合計画策定委員会を設置する。策定委員会は、計画案第1案を基にし、総合計画審議会の諮問事項となる計画案第2案を立案する。

策定委員会は熱海市総合計画策定委員会規程により設置され、副市長を委員長とし、経営企画部長を副委員長とする。また、委員は教育長及び市職員（部長）の中から市長が任命する。総合計画の構成により分科会を設け、委員には、概ね市職員のうち各部の次長及び課長が任命される。

計画案第2案についてパブリックコメントを実施する。また、計画案第2案について議員意見を求める。これらを反映し最終的に諮問案を策定する。

#### ④総合計画審議会諮問

市長が諮問案を熱海市総合計画審議会に諮問する。審議会は計画案について審議し、その結果を答申する。

審議会は熱海市総合計画条例に基づき設置される。総合計画に関する市長の諮問機関であり、公共的団体の役員や学識経験者等の委員20名以内で構成する。また、総合計画の構成によっては、部会を設けることができる。